

保健所長 殿

病院名（診療所名）

所在地
電話番号

管理者氏名

陽電子断層撮影診療用放射性同位元素
備付届出事項の一部変更届

次のとおり陽電子断層撮影診療用放射性同位元素（放射性同位元素であって、陽電子放射断層撮影装置による画像診断（以下「陽電子断層撮影診療」）に用いるもの。以下同じ。）の届出事項を変更するので、医療法（昭和23年法律第205号）第15条第3項及び同法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第29条第2項の規定により届け出ます。

1 一部変更に係る陽電子断層撮影診療用放射性同位元素備付届出年月日	年 月 日
2 変更する陽電子断層撮影診療用放射性同位元素備付届出事項（該当する項目の□を■で表示すること。）	
<input type="checkbox"/> (1) 年間に使用を予定する陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の種類ごとの最大貯蔵予定数量（ベクレル） <input type="checkbox"/> (2) 年間に使用を予定する陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の種類ごとの1日最大使用予定数量（ベクレル） <input type="checkbox"/> (3) 年間に使用を予定する陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の種類ごとの3月間最大使用予定数量（ベクレル） <input type="checkbox"/> (4) 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を使用する医師・歯科医師に関する事項 <input type="checkbox"/> (5) 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室の放射線障害の防止に関する構造設備の概要 <input type="checkbox"/> (6) 貯蔵施設の放射線障害の防止に関する構造設備の概要 <input type="checkbox"/> (7) 運搬容器の放射線障害の防止に関する構造設備の概要 <input type="checkbox"/> (8) 廃棄施設の放射線障害防止に関する構造設備の概要 <input type="checkbox"/> (9) 放射線治療病室の放射線障害防止に関する構造設備の概要 <input type="checkbox"/> (10) 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室、貯蔵施設、運搬容器及び廃棄施設並びに診療用放射性同位元素により治療を受けている患者を入院させる病室に係る放射線障害防止に関する予防措置の概要	

3 変更しようとする理由 及び変更予定年月日		
4 変更前	5 変更後	
6 添付書類	<p>① 変更する陽電子断層撮影診療用放射性同位元素備付届出事項が（４）以外の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漏えい放射線測定結果報告書（日本工業規格A列4番）又はしゃへい計算書を添付すること。 <p>② 変更する陽電子断層撮影診療用放射性同位元素備付届出事項が（５），（６），（７），（８），（９）又は（１０）の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 隣接室名，上階及び下階の室名並びに周囲の状況を明記した陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室，貯蔵室，廃棄施設及び治療病室の平面図及び側面図を添付すること。 ・ 使用室，貯蔵室，廃棄施設及び治療病室は，照射方向，線源の中心から天井，床及び周囲の画壁外側までの距離（メートル）並びに防護物の材料及び厚さを記入した50分の1の縮図とすること。 ・ 排水及び排気の系統を変更した場合には，これを示す廃棄施設図を添付すること。 ・ 平面図中に，管理区域及びその標識の位置を記入すること。 	

(注)1 変更前にあらかじめ提出すること。

2 □欄には該当するものを■で表示すること。

3 変更する陽電子断層撮影診療用放射性同位元素備付届出事項が（４）の場合には，「4 変更前」，「5 変更後」の欄に記載する陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を使用する医師又は歯科医師の放射線診療に関する経歴として，次の事項を記載すること。

(1) 医師，歯科医師又は診療放射線技師の卒業学校，卒業年度

(2) 免許証番号，免許証取得年月日

(3) 入職年月日（放射線関係科配属年月日）

4 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を使用する医師・歯科医師のうち，陽電子断層撮影診療に関する安全管理の責任者たる医師・歯科医師の変更の場合には，変更後の安全管理の責任者たる医師・歯科医師が，以下に掲げるすべての項目に該当する事実を証する書類を添付すること。

(1) 当該病院又は診療所の常勤職員であること

(2) 核医学診断の経験を3年以上有していること

(3) 陽電子断層撮影診療全般に関する所定の研修を修了していること

5 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素に係る放射線障害防止に関する予防措置の概要のう

ち、陽電子断層撮影診療に関する安全管理に専ら従事する診療放射線技師の変更の場合には、変更後の診療放射線技師が陽電子断層撮影診療全般に関する所定の研修を修了し、専門の知識及び経験を有している事実を証する書類を添付すること。

- 6 具体的な「4 変更前」、「5 変更後」の欄への記載は、変更する事項に係る様式第55号陽電子断層撮影診療用放射性同位元素備付届の記載を参考に行うこと。